

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示

青少年に有害な図書類の指定
みつばちの腐蝕病の発生

保安林の指定の解除

保安林の指定の解除予定(三件)

開発行為に関する工事の完了

◇ 公安告示
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞

告 示

鳥取県告示第七百八十三号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図

書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定 番号	種 別	題 号	発 行 記 号 等	類 別
2377	雑誌その他 の刊行物	イヴ・ガラックス 髪より強い淫靡汁	EY- 10-F	表示された発 行所名
2378	"	ニユー Cream 陰磨具合わせ	NC- 11-F	トリス出版
2379	"	強制うら筋強め くちびる処女	GH- セ J	トリス出版
2380	"	淫交ヌクランソウル 恋の手ほどき	GJ- ソ A	トリス出版
2381	"	ヒロスフカーカス 凌辱淫行	EF- 11-F	クラインスタープロ
2382	"	メッセージ	ME- 10-F	D o 企画
2383	"	扶養業話告白人 愛奴 真夜中の夢恋	ZD- 10-F	D o 企画
2384	"	欲情クインソ VOL.2	YQ- 11-F	D o 企画
2385	"	腫いじり 夢まくら	GJ- ソ B	D o 企画
2386	"	Juicy	SJ- 10-F	童里夢社
2387	"	少女白書 オナチも感涙 イカせる画報1	SH- 11-F	童里夢社

2388	"	シェイプ	SEI-F 10-10	産里夢社
2389	"	夏熱 緊縛雑文集	GH- セ5	産里夢社
2390	"	異常性欲 私を愛して	GH- セK	なし
2391	"	男性通信8月増刊号 最後の愛手真	雑誌コ 下060 0-8	株式会社スポ ンナイ
2392	"	スノッブマガジン 9月号	雑誌 1547 7-9	株式会社ラン出版
2393	"	マスカットノート 10月号	雑誌 0834 5-10	㈱大洋書房
2394	"	セクシータイム 10月号	雑誌コ 下055 37-10	㈱日正堂
2395	"	ギヤルズ通信 10月号	雑誌コ 下128 05-10	株式会社日本出 版社
2396	"	PENTHOUSE 10月号	雑誌 0797 7-10	株式会社講談社
2397	"	ザ・ベスト 10月号	雑誌コ 下140 03-10	KKベストセ ー
2398	"	キャッツー 10月号	雑誌コ 下129 55-10	㈱白夜書房
2399	"	漫画ラブレター 10月号	雑誌 1865 5-10	㈱笠倉出版社
2400	"	漫画スキャンダル 10月号	雑誌 1836 3-10	光彩書房
2401	"	激面ジャック 10月号	雑誌 0362 1-10	株式会社大洋書房
2402	"	漫画ダイナマイト 10月号	雑誌コ 下059 79-10	辰巳出版㈱
2403	"	漫画スカット 10月号	雑誌 0838 9-10	みのり書房

鳥取県告示第七百八十四号

みつばちの腐蛆病そが発生したので、みつばちについての腐蛆病そ予防に關する規則（昭和三十一年四月鳥取県規則第二十七号）第五条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 発生年月日等

発生年月日

発生場所

発生群数

昭和六十一年九月十日 境港市新屋町七八二 二群

二 必要な措置

みつばちの腐蛆病その発生した地点を中心として、半径二キロメートル以内の区域にあるみつばち及びみつばちの腐蛆病その病原体をひろげるおそれのある物品は、昭和六十一年九月二十九日まで、家畜防疫員の指示に基づいて移動させる場合は、か移動させてはならない。

鳥取県告示第七百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十一年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字浜村字西浜七八三の四二三（次の図に示す部分に限る。）、七八三の一三六一、七八三の一三六二

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百八十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字上中谷字笹畑西山二二五の三・大字大木屋字五代ヶ平三四六の四（以上二筆国有林）、字足谷三四八の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百八十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町新屋字ツク谷一八五九の六〇（国有林）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百八十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市広瀬字小狼谷一二三八・一二三九（以上二筆について次の図に

示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百八十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年五月二十九日 鳥取県指令受米土維第百十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市外江町字上米山

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市夜見町三〇八八

有限会社大成商事

代表取締役 佐田山伸

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

昭和六十一年九月十六日

鳥取県公安委員長 八 村 信 三

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十一年九月二十四日 午後一時十分から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎

七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

倉吉市旭田町四七

山松正枝